

神 監 第 2 9 2 号

平成 1 7 年 1 2 月 8 日

A 様

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

市会議員待遇者等に係る公金支出に関する

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日，1 1 月 1 日，9 日，1 1 日及び 1 7 日に提出されました標記の住民監査請求について，地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

## 第 1 請求の要旨

平成 17 年 10 月 13 日，11 月 1 日，11 月 9 日，11 月 11 日及び 11 月 17 日に提出された措置請求書等並びに平成 17 年 11 月 11 日の陳述によると，請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市（以下「市」という。）は，神戸市市会議員待遇者及び元町村会議員で市会議員待遇者に準ずる待遇を受ける者（以下「市会議員待遇者等」という。）に喜寿や米寿の祝いとしての下着を支給したり，市バス・地下鉄の無料パスを支給したり，市長との昼食つき懇談会を開くなど平成 16 年度 486 万円の公金を支出している。

このような公金の支出は違法であるから，平成 12 年度から 16 年度分の支出について，各市会議員待遇者等に返還させるべきであり，返還されない総額を支出命令権者である市長が補填するべきである。また，未執行分については，支出の差止めを求める。

なお，平成 17 年 9 月 29 日付け新聞報道により，初めて監査請求をするに足りる程度に，市会議員待遇者等への公金支出の違法性と金額を具体的に知ることができたので，平成 12 年度から 16 年度分として支出された公金の返還を求め，平成 17 年度の支出の差止めを求めるこの監査請求は，監査請求期間を徒過していない。

## 理由

- 1 市は，これらの支出は「神戸市市会議員待遇規則」（以下「待遇規則」という。）に基づく説明するが，待遇規則は条例に基づかないものであり，これだけの高額な金員を支出するに当っては，現職議員に対するものであっても，議員の報酬についての条例主義を定める地方自治法第 203 条及び第 204 条の 2 に違反するから，元議員に対しても当然違法である。
- 2 市長との昼食つき懇談会は，持ったとしてもせいぜい茶菓程度にとどめるべきであり，これほどの高額な支出をする根拠はない。
- 3 市会議員等の時代に培った知識と経験を活かした様々な活動や市への提言を理由として，市会議員待遇者等として待遇することは誤っている。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象

地方自治法第 242 条第 2 項は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、正当な理由がない限り、住民監査請求をすることができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

正当な理由があるときとは、当該行為が秘密裡になされたものであるかどうか、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に請求したかどうかによって判断すべきものである。(昭和 63 年 4 月 22 日最高裁判決)さらに、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裡に行なわれた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきであると解されている。(平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決)

ところで、請求書及び請求人のうちの 1 名の陳述によれば、平成 17 年 9 月 29 日の新聞報道があるまで本件行為について知りえなかったことを、「正当な理由」としている。

しかし、請求書に添付された資料によれば、本件行為の内容につき、請求人以外の者から、市長あての要望書が同年 8 月 4 日には既に提出されていることから、9 月 29 日の新聞報道以前にあっても、一般市民が本件行為の存在及び内容につき知りえることができたことが推定される。

また、市議員待遇者等に係る待遇については、待遇規則第 2 条第 1 項において「市議員待遇者に対しては、終身次の待遇を行う。」として、同項第 2 号に「市営バス優待乗車券の贈与」、第 3 号に「その他特に必要と認められる待遇」と規定しているほか、同条第 3 項には「記章を贈与する」旨定めており、待遇規則は公開されている。これにより、情報公開請求を行えば、その内容を知りえたことから、本件については、請求人がたまたま覚知していなかっただけであり、住民が相当の注意力をもって調査すれば、当該行為の存在及び内容を知ることができたものといえる。現に請求人も情報公開請求により取得した書類を資料として本件請求を行っている。

なお、支出の事実についても、支出命令等は所定の手続きを経て行なわれたもので、関係者がこれを隠蔽しようとした事実は認められず、支出行為は公然としている。

以上の理由により、本件においては、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正

当な理由」がないため、本件の監査対象は、過去1年間の支出にあたる平成16年10月13日から平成17年10月12日までに支出された費用及び17年度予算で請求日以後に支出、または支出が予定されている費用とする。

## 2 監査の実施

秘書室の関係職員からの事情聴取を実施するとともに、関係書類を審査した。

なお、今回の監査にあたっては、4人の監査委員のうち、横山道弘委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

市会議員待遇者等とは、待遇規則により、神戸市市会議員として満8年以上その職にあった者、及び「元町村長及び町村会議員待遇規則」により、元町村長で市への編入に際し功労のあった者及び元町村会議員で満8年以上その職にあった者、もしくは元町村においてそれぞれの編入の前日現在にその職にあった者をいい、前者は待遇規則においてその待遇を定めるとともに、後者についても「元町村長及び町村会議員待遇規則」第2条第1項において、「市会議員待遇者に準ずる待遇を行う」こととしている。

なお請求日現在、市会議員待遇者等は62名(内1名が「元町村長及び町村会議員待遇規則」に係るもの)である。

待遇の内容は、市の行う儀式への参列(待遇規則第2条第1項第1号) 市営バス優待乗車券の贈与(待遇規則第2条第1項第2号) その他特に必要と認められる待遇(待遇規則第2条第1項第3号)及び 記章の贈与(待遇規則第2条第3項)となっている。

これらの待遇は、市会議員等としての功績や、退職後の活動等に配慮して行われるものであり、今回の請求の対象となる公金の支出内容と支出状況は次のとおりである。

#### (1)過去1年間に支出された費用

物故者追悼式 678,215円(16年度分)

4年に一度開催しており、4年間の間に亡くなられた現職市会議員及び待遇者を偲び、冥福を祈るとともに、故人の遺志を引き継ぎ市政の更なる発展のため

の決意を新たにすることを目的に開催されている。

16年度は、会場使用料、会場設営等で678,215円が支出されている。  
講演会と市長との懇談会 218,167円(16年度分)

市の施策や事業等の説明及びそれに対する意見や情報提供を受ける場として開催している。

16年度は、食事代、会場使用料で218,167円が支出されている。  
優待乗車証 3,926,160円(16年度分)

議員時代に培われた知識と経験、地域住民とのつながりを活かし、現在の市の現状や課題についての助言や、市の施策や制度の住民への広報などに役立てられるよう、市バス・地下鉄優待乗車証を贈与している。

16年度は、41名に贈与し、3,926,160円を支出している。  
敬老の祝い 30,240円(17年度分の一部)

市会議員等としての永年の功労に対する待遇として、喜寿(77歳)・傘寿(80歳)・米寿(88歳)・卒寿(90歳)・白寿(99歳)の折りに記念品を贈呈している。

このうち、傘寿・卒寿該当者分として、肌着を2名に贈呈し、30,240円を支出している。

(2)17年度予算で請求日以後に支出、または支出が予定されている費用

敬老の祝い 77,490円(17年度分の残りを請求日以後支出済)

喜寿・米寿・白寿該当者分として、肌着を5名に贈呈し、77,490円を支出している。

講演会と市長との懇談会 203,000円(17年度予算)

優待乗車証 3,159,000円(17年度予算)

## 2 判断

理由1 「市会議員待遇者等に係る公金の支出は、議員の報酬についての条例主義を定める地方自治法第203条及び第204条の2に違反し、条例に基づかない規則に基づく支出であるから違法である。」

について

市会議員待遇者等は、議員ではないので、そもそも地方自治法第203条及び第204条の2の適用を受けるものでないことはもとより、待遇規則に基づく公金の支出は、市会議員等としての功績を顕彰するものや、市会議員等としての貴重な経験を退職後も活かした活動を行う一助とするための支出であり、議員活動の対価としての報酬として支払われるものではないから、地方自治法第203条第5項

にいう「報酬」に該当せず，また，地方自治法第 204 条の 2 にいう「給与その他の給付」にも該当しない。

また，条例で定めなければならない事項について，個別の法令により条例事項とされている事項のほか，地方自治法第 14 条第 2 項は，「普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。」と規定する一方，地方公共団体の長については，地方自治法第 15 条第 1 項において「普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。」として長に広範な規則制定権を認めている。

これは，地方公共団体の長は，議会の議員と同じく住民の選挙によって選ばれた代表者であることと，複雑多様化していく行政需要に機敏に対応していけるよう配慮されたものである。一般に，補助金や給付行政については，住民の自由や権利を制限するものではないため，条例の根拠を要しないこととされており，長の規則を根拠として行うことも適法である。

本件の市会議員待遇者等に係る公金の支出も，個別の法令により条例事項とされてはならず，住民の自由や権利を制限するものでもないため，待遇規則に基づく支出は違法，不当とはいえない。

理由 2 「市長との昼食つき懇談会は，持ったとしてもせいぜい茶菓程度にとどめるべきであり，これほどの高額の支出をする根拠はない。」  
について

市長との懇談会を，どのように行うかは市長の裁量であり，本件懇談会の内容が裁量権を逸脱しているとはいえず，違法，不当とはいえない。

理由 3 「市会議員等の時代に培った知識と経験を活かした様々な活動や市への提言を理由として，市会議員待遇者等として待遇することは誤っている。」  
について

市会議員待遇者等に係る待遇は，市会議員等としての功績を顕彰するものであるとともに，市政の運営に当って幅広く意見を取り入れるため，市会議員待遇者等の知識と経験を活かしてもらえるように配慮しているものであり，市会議員待遇者等の個別，具体的な活動や提言に対する対価としての謝礼や報酬のような，反対給付の性格を持つものではない。このため，活動の実証や提言の成果を必ずしも必要とするものではなく，市会議員待遇者等に係る公金の支出が違法，不当であるとはいえない。

#### 第 4 結論

以上のことから，市会議員待遇者等に係る公金の支出は，地方自治法第 203 条第 5 項にいう「報酬」に該当せず，また，地方自治法第 204 条の 2 にいう「給与その他の給付」にも該当せず，待遇規則に基づく適法な支出である。

また，その手続きも神戸市会計規則等に従って適正に行なわれていた。

従って，市会議員待遇者等に係って支出した費用の返還と今後の支出の差止めを求める，請求人の主張にはいずれも理由がなく，措置の必要を認めない。

なお，市会議員待遇者等に係る待遇については，過去に施設優待券の配付の廃止や，経費の削減に努めるなどしてきている。

しかしながら，市の財政状況は依然として厳しい状況が続いており，引き続き市の事業全体にわたって見直しが図られている現状である。

このような状況に鑑みれば，市会議員待遇者等に係る待遇については，市民の理解が得られるよう，とりわけ優待乗車証の支給及び敬老の祝いについては，一般の高齢者に対する施策の基準等も勘案し検討されることを要望する。